

## 学校において感染者等が発生した場合の対応

- (1) 児童・生徒の感染が判明した場合又は児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、欠席扱いとはせずに出席停止の措置を取ります。
- (2) 濃厚接触者である児童・生徒に対する出席停止の期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間です。
- (3) 児童・生徒が感染する場合、家庭内感染が多いため、ご家族の感染が判明した場合やご家族が濃厚接触者に特定された場合は、学校へ連絡をいただきます。
- (4) 児童・生徒や教職員の感染が判明した場合は、当該感染者が活動した範囲の物品を消毒し、2次感染を防止します。
- (5) 児童・生徒に発熱等の風邪症状が発生した場合には、症状がなくなるまでは自宅での休養を指導します。この場合においては、欠席扱いとはせずに出席停止の措置を取ります。
- (6) 児童・生徒又は教職員の感染が確認された場合は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施します。
- (7) 臨時休業を実施した場合は、学校全部の臨時休業にあつては全児童・生徒に対し、学校の一部の臨時休業にあつては対象学級の児童・生徒に対し、欠席扱いとはせずに出席停止の措置を取ります。

ご不明な点やご不安な点は学校までご連絡ください。

新宿区立牛込仲之小学校

副校長 江口みどり

電話 03-3358-3762